

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水巻町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

水巻町長

公表日

令和2年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び水巻町国民健康保険条例に基づき、被用者保険の適用者以外の住民をすべて被保険者とし、国民健康保険の資格管理、医療の給付等を行う。</p> <p>本町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請等の受理、審査等 ・被保険者証、被保険者資格証明書等の交付 ・高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付の支給 ・オンライン資格確認の準備業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務) <p>番号法別表第二に基づいて、本町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 別表第二の42、43の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第25、25の2条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 別表第二省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>番号法附則第6条第4項</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 総務課庶務係 電話番号 093-201-4321
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 住民課保険年金係
電話番号 093-201-4321

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月4日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改正に伴う見直し
平成29年4月4日	I-4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 別表第二の42、43の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第25条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2. 別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条	(情報照会の根拠) 1. 番号法 別表第二の42、43の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第25、25の2条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2. 別表第二省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の2条	事後	適用条項の整理のため
平成29年4月4日	I-5 ②所属長	課長 山田美穂	課長 手嶋圭吾	事後	
令和1年6月19日	I-5 ②所属長の役職名	課長 手嶋圭吾	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 住民課健康保険係 電話番号 093-201-4321	〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 住民課保険年金係 電話番号 093-201-4321	事後	
令和1年6月19日	IV リスク対策	記載なし	追記	事後	新様式への変更
令和2年5月29日	3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	1. 番号法 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

